

大和市告示第34号

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「額」の次に「を2で除して得た額」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（失効）

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1備考第1項第2号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同項第3号中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同表備考第3項第1号中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表備考第4項中「の算定方法は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める算定方法による」を「は、各区分に規定する園児1人当たりの補助限度額に当該年度の4月から9月までにおける保育料の支払月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする」に改め、同項各号を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する